



あなたと一緒に 今日からはじめる ”ちむぐる”

12月3日～9日は「障害者週間」です。障がい者福祉への関心や理解を深め、また、障がいのある人が様々な分野へ積極的に参加できるよう意欲を高めることを目的としています。

障がいのある人もない人も、みんなが笑顔で暮らせるまちにするためには、互いに認め合い支えることが大切です。この機会に、私たちにできることは何か一緒に考えてみませんか。

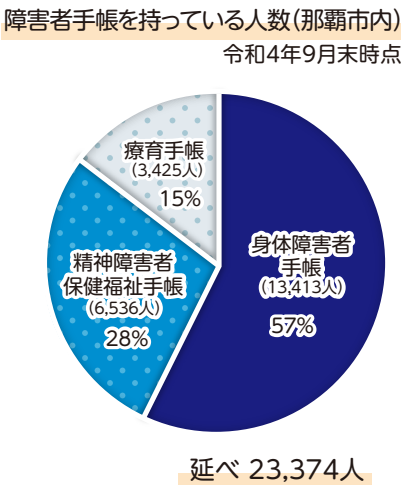
問 障がい福祉課 ☎862-3275



那覇市の現状

障がいのある人が生活の中で様々な福祉サービスを受けられるよう、障がいがあることを証明するものとして、「障害者手帳」があります。

障害者手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3つがあります。



お互いを尊重し、寄り添う社会へ

日本では平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、次の二つのことが求められています。

① 不当な差別的取扱いの禁止

国・都道府県・市町村などの役所、会社やお店などの事業者が、正当な理由がないのに、障がいがあることを理由として差別することを禁止しています。

② 合理的配慮

障がいのある人から何らかの対応を必要としている意思が伝えられた時は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

役所	会社・お店等
不当な差別的取扱い	合理的配慮
してはいけない	しなければならない
してはいけない	努力 ※1

※1「努力義務」から「義務」として今後施行される予定。

障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進するため、本市でも平成29年に「那覇市職員対応要領」を策定しています。



心のバリアフリーを

本市では、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めてもらうため、「那覇市理解促進研修」啓発事業を実施しています。過去には「障がいの地域生活を考える」をテーマに、当事者の講話や対談をYouTubeにて配信しました。

今年度はスポーツを通じた交流の場を予定しています。

みなさんぜひご参加ください。



社会にある様々なマーク あなたは、いくつ分かりますか？ (答えは3面をご覧ください。)



これらのマークを
保有している人へは、
何らかの配慮が
必要です。



「ちゅらパーキング」をご存知ですか

沖縄県では「パーキングパーミット制度」を今年7月からスタートしました。主に、障がいのある人や高齢者、妊婦などで歩行が困難な人、移動時に配慮が必要な人を対象に、県ちゅらパーキング「利用証」を交付しています。

この制度は駐車場の適正利用を図ることを目的とし、市町村窓口で申請・交付を行っています。お気軽にご相談ください。

また、駐車区画の募集も行っていますので、企業や施設管理者のみなさん、ぜひご協力をお願いします。



「利用証」の申請は
障がい福祉課(3階)まで
沖縄県障害福祉課まで

